

運輸多目的衛星新1号の製造請負契約等の緊急救済命令(Temporary Restraining Order)申し立てに対する米国連邦破産裁判所の判断について

1 航空局及び気象庁は、航空管制と気象観測機能を併せ持つ「運輸多目的衛星新1号(MTSAT-1R)」を、米国スペースシステムズ/ロラール(SS/L)社と製造請負契約を締結し、製造を進めており、現在、各種機能確認試験が同社において進められている。

2 SS/L社は、親会社であるロラールスペース&コミュニケーションズ社とともに、本年7月15日、米国連邦破産法チャプター11(会社再建手続き)の申請を行った。

3 同申請後、SS/L社より契約内容の変更等の要望が出された。航空局及び気象庁においては、同社と交渉を進める一方で、製造遅延等による影響を避けるため、早期解決を目指し、10月2日(木)、米国連邦破産裁判所(ニューヨーク州南部地区)に対し製造請負契約等に関する緊急救済命令、特定履行(Specific Performance)等を求める申し立てを行った。

4 10月10日(金)、米国連邦破産裁判所において、当方の緊急救済命令の申し立てが却下された。

5 運輸多目的衛星新1号が我が国のみならず東アジア・西太平洋地域の気象衛星観測及び新時代の航空管制システムの構築など国際的にも大きな影響を与えることから、本衛星の重要性に鑑み、SS/L社が契約を履行し早期に納入するよう、引き続き所要の対応を図っていくこととしている。